

第5回 仙台市障害者施策推進協議会での意見について

■ 協議会での議論の進め方にかんして

1. 中間素案は、ひとつひとつ丁寧な議論をお願いします

この間も、たびたび指摘してきましたが、協議会における議論は十分尽くされているとはいえません。

前回の協議会においても、それぞれの委員の意見を聞くだけで議論がなされず終了してしまいました。臨時委員も増やしましたが、各委員は協議会で意見を述べるだけになっており、その意見について十分な議論や分析や確認がなされないまま、執行部の仙台市から「論点整理(案)」や「第2章障害を理由とする差別の解消のあり方について(案)」が出され、協議がすすめられている状況です。また、「委員からの意見」についても、ほとんど反映されていないどころか、議論すらされていない状況です。

これでは、市民協働を謳っているが、まだまだ不十分であり、中途半端な議論のまま、仙台市がまとめている状況だと言えます。

改めて述べますが、それでは協議会の委員ですら、自分たちが責任をもって条例を作ったのだという意識すら持てないと思います。協議会における議論が深められないのを危惧しております。

時間内に収めようとする阿部会長の議事進行には苦労の後もお見受けしますが、違う意見が出されている場合には、ちゃんと時間を取って他の委員からも意見を出してもらい、議論を深めること、その結論について皆で確認をした上で、次の議論に進むべきと思います。

2. 条例制定までのスケジュールの見直しをお願いします

中間素案は、一度の協議会で議論がまとまるとは思えません。9月に中間案、10月にパブリックコメントというスケジュールには、無理があります。

条例の会としては、条例制定に向けた施策推進協議会での奥山市長の発言の「一般の方々を巻き込んで」「共に作っていく“プロセス”が大切」「時間がかかっても、じっくり議論」を踏まえ、場合によっては検討の期間の延長も視野に入れ、内容の検討が不十分にならないようにすることを改めて要望いたします。

■協議内容にかんして

1. 「不当な差別的取扱い」についての表現について議論を深めることを求めます

「不当な差別的取扱い」についての表現は議論が出しつくされていません。国の機関において出されている要領・指針案のパブコメでは、正当な理由の例示が、差別を容認するものとしか思えない例（不当ではない差別的取扱い）も挙げられております。それを考えると、もっと議論を深めながら、適切な表現を考えるべきだと考えます。

※《参考 国土交通省の指針案》

一般乗合旅客自動車運送業関係の「障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例」の具体例としてあげられているもの「車内が混雑していて車いすスペースが確保できない場合、車いす使用者に説明した上で発車する。」ことは正当な理由があり、不当な差別には当たらないとされている

2. 「紛争解決の仕組み」について議論を深めることを求めます

紛争解決の仕組みについても議論が不十分です。議論されたのは、罰則だけであり、例えば、助言や調査、あっせん等、その他、勧告・公表等がの仕組みがどのようにすれば機能するのか、そのための議論は全くなされておられません。

具体的には、下記の提案に対する内容の議論をして頂きたい

- (1) 障害をもつ人が被る個別・具体的な不利益や差別を解消するためのシステムが不可欠である。
- (2) 差別を受けた場合に、相談できる場所を設ける（相談センター等）。
- (3) 助言や調査、あっせん等ができる機関を設ける（委員会等）。
- (4) 以上の（2）と（3）は、いずれも独立した機関であることが必要と考える
- (5) 調査、あっせん機関のメンバーの過半数は、障害を持つ当事者とする。
- (6) 首長の名のもとに勧告・公表等ができるようにする。

3. 「条例の名称」について議論を深めることを求めます

条例の名称についても、意見を発表しただけで終わり、まだまだ議論が尽くされてはいないと感じると共に、結論は出ていません。中間素案を作る上で、非常に大切なことですので、もっと議論を交わらせて頂きたい。

4. 「障害の表記」について議論を深めることを求めます

条例の名称と同様に、委員が意見を発表した段階で止まっており、そこからの議論が交わされておられません。もっと議論を深めて、皆で確認をした上で進めて下さい。

例えば「障害」と漢字で書く場合、それを決定する機関がどこなのかは分かりませんが、仙台市でも協議会であるとしても、なぜその言葉を使うのかを、決定機関の責任において理由が分かるようにして欲しい。

■ 中間素案の内容について

1. 虐待防止にかんして

現在は『虐待については、障害者虐待防止法が制定されているが、通報義務などで不十分な点があるため、補足して条例でも規定するべき。』となっていますが、具体的に次のように項目立てをして記述することを提案します。

- (1) 虐待防止について規定を設ける。
- (2) 障害者虐待防止法においては、養護者・障害者福祉従事者等・使用者による虐待を発見した場合に、通報義務を課しているが、それ以外の場合においても通報義務を課すべき。

2. 未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築についての議論

- (1) 障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害をもつ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。
- (2) 障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからももっとも重要な点である。
- (3) 具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施など。

3. 差別をなくすための会議体の設置が必要ではないか

実際の事例をもとにして、相談、調査、あっせん機関と市が協議し、施策や制度へ反映させるための仕組みを設ける

(※別紙資料：「解消法の障害者差別解消支援地域協議会」のイメージ)

4. 相談機関について

仙台市が出してきた資料には、それぞれの機関がバラバラで繋がっていない相談機関の組織体制となっています。もっし、組織体制で、差別や虐待の解決や相談、斡旋をする組織体制を求めていきたい。

(※別紙資料：障害のある人の主な相談機関等<平成 27 年 6 月 1 日 現在>)

5. 好事例の公表および表彰を設けるべきではないか

障害をもつ人への差別の解消を広げるため、差別の解消等に取り組んでいる事業所、事象を公表し、表彰等を行う。

6. 補助・助成の制度を設けるべき

社会的障壁の除去を目的として、事業所等が改修等を行う場合に、調査・あっせん機関と仙台市の協議により、その費用の全部または一部を助成する制度を設ける。

7. 見直し規定を入れるべき

条例は、社会情勢を考慮し、数年ごとの見直しを明記することを求めます。

8. 差別的取扱いの分類について

資料「第3章 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例(中間素案)」を確認したところ「6 不当な差別的取扱いの禁止等」の中の「不当な差別的取扱いの禁止」では、下記の

1. 福祉サービスを提供する場合
2. 医療を提供する場合
3. 商品又はサービスを提供する場合
4. 教育を行う場合
5. 不特定多数の者の利用に供されている建物又は公共交通機関を利用する場合
6. 不動産の取引を行う場合
7. 情報の提供・受領又は意思表示を受ける場合
8. その他

の8分類に分けられております。条例の会仙台では以前から、条例骨子案にて計19項目に分類することを提案してきました。最低限、上記の8項目に加えて下記の2項目を差別行為の項目として追加して頂きたい。

1. [選挙] 政治的権利の行使を制限し拒否すること
2. [災害時対応] 災害時の救援、または防災等の活動の参加の機会を制限、拒否されること

■ 条例の前文について

前文について、「障害者は権利の主体者である」という、条文には入れられないことを、前文に入れ、この条例を制定する理念や目的を、分かりやすく示す内容の前文を作っていただきたい。

また、「東日本大震災で障害者が取り残された反省、教訓から、障害者を排除しないまちづくり」という内容も、盛り込んで欲しい。

■ 資料：中間報告案「第2章 障害を理由とする差別の解消のあり方について」に対しての意見

1. はじめに - (1)

○ 「障害の理解」についての一案

障害の理解、ということはいたるところで用いられ障害者差別解消の議論においても同様であるが、意味するところはそれぞれの認識で様々です。共通認識を持つ上でも以下のような考え方を提示いたします。

- ① 障害があることを特別なことだと捉えずに、そのままのありようを認め、拒絶しない。
- ② 障害による違い(症状、行動など)を知り、それを認め、拒絶しない。
- ③ 障害の有無によらず、同じ権利が行使できなければならないことを認め、推進する。

1. はじめに- (3)

- 障害者差別には、障害者に対する理解のなさなどからくる不適切な差別的対応（無意識の、非意図的差別）もありますが、それを裏付ける意識的・制度的な差別が社会の仕組みとして当たり前のようにあります。これが社会にある差別観の根源（要因）であります。具体的には、物理的環境やシステム（法律・制度・慣習等）が、多数派である健常者に合わせて構築されてきたことで、就労や就学、社会参加のあらゆる場面で障害者の参加や権利保障に立ちはだかり、排除や権利はく奪が行われていると考えます。

1. はじめに- (4)

- 疾病や機能障害によって、社会的に排除されているハンディキャップを是正する方向を示してほしい
- 社会の物理的環境やシステム（法律・制度・慣習など）を変えていくことを加えて欲しい

2. 障害を理由とする差別の解消における理念について- (2)

- 「他の者との平等」を基礎とすること

2. 障害を理由とする差別の解消における理念について- (3)

- 「障害者と障害者でない人」を「差別した人と差別された人」に変更してほしい。理由は、障害者が障害者を差別するケース等もあり、必ずしも障害者と障害者でない人の中でのみ、差別が生じるのではないため。

3. 「差別」の定義について- (4)

- 資料の中に、『禁止される「不当な差別的取扱い」については、先行する他自治体の条例と同様、障害者が社会生活を送る主な分野ごとに規定することが適当である。』という文面について、「適当である」とあるが、いつそのような合意が協議会内で得られたのか、こういう進め方ではなく、一つ一つ丁寧に議論をしていただきたい。
- 不快な対応（ハラスメント）は、内心の自由との関係もあるが、障害当事者が日常生活において深く傷つき、思い悩んでいることであることから、関係者の調整等も視野に入れた相談対象とすべきである。

4. 「市・事業者・市民の役割について」- (3)

- 市民の主体性を示すため、協力のほかに「市民は障害者の生活上の困難を軽減するための支援を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める」（長崎条例第7条）。以上のような役割を示すべきである。

5. 「障害による差別を解消するための取組みについて」- (1)

- 具体的な取り組みのありかたとして、啓発事業の強化と研修事業の強化の提案がありました。特に研修事業は、不利益取り扱いの規定分野ごとに、当事者が講師となる研修を行うことが最も効果的だと考えています。また、これまでと同様に学校や町内会などでの啓発の強化が求められます。また、事業者と当事者の懇談や交流の場を設けるのも効果的だと考えます。その様な体制づくりを求めます。

5. 「障害による差別を解消するための取組みについて」 - (3)

- 資料の中に『ここでも、ココロン・カフェの継続など具体的な方策に係る意見が出されているが、条例には、交流の機会や場の拡大の重要性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討すべきである。』とありますが、条例に入れるかについても、後日検討するのも、市が結論づけるのではなく、ちゃんと協議会で議論をして決めていただきたい。
- 具体的な施策や事業は各種計画において検討すべきかどうかは協議会で議論し、方針を決定すべきだと考える。

5. 「障害による差別を解消するための取組みについて」 - (4)

- 具体的な施策や事業は各種計画において検討すべきかどうかは協議会で議論し、方針を決定すべきである。

6. 「相談支援体制について」 - (5)

- 相談支援体制は本条例の最も大切な事項である。具体的な実施体制を条例で規定しないことはあり得ない。実効性の担保がないからである。他地域の先行条例においても、相談員やあっせん機関の位置づけを条例において明示しなければ条例を制定する意味がない。上記一文については、即刻削除願いたい。
このことは、他の委員からも出ている意見なので、ちゃんと議論をして欲しい。また、紛争解決のことも、しっかり議論をして条例内容に掲載するべきだと考えます。そして、紛争解決については、まだ協議会ではしっかり議論されていないので、どういう形が良いかを、ちゃんと議論や確認をして欲しい。
- 協議会において、身近に相談できることおよび差別解消についての見識等を求める意見が多かった。これらを踏まえ、一次相談機関は既存の障害者相談員、および各相談支援事業所が担い、二次相談として、委託相談支援事業所および当事者を含めた差別解消センター（仮称）を設ける。さらにその上に紛争解決機関を設けるなどの三層構造の体制としてまとめられる。
- 協議会内では、一時的な相談窓口は、既存の相談窓口が良い、という話し合いがされたが、しかし二次的な相談機関については、議論されていない。その件についても、ちゃんと議論して欲しい。

■ 「(素案)障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を目指すための事例集」に対する意見

1. 「正当な理由」について

「正当な理由」は、「合理的配慮の不提供」及び「差別的取扱い」などを正当化する理由(正当化事由)のことで、①回避できない危険がある ②本質的な変容となる ③加重な負担がある、のうちのいずれかだと判断される場合である。そして、できうる限りの適切な合理的配慮が提供された上での判断である。さらに、合理的配慮は、当事者の状況によって多種多様であり、相互の協議などで決定されるべきで、正当化事由は極めて限定的なものでなければならない。

また、また、「理由を説明して、理解をしてもらえるように努める」というのは、これまで障害者が様々な場面から排除されてきた論理のひとつで、望ましくない。したがって、P2 最下部などの記載例としては、『合理的配慮』の記述にあった、『理由がある場合には、きちんと説明して、他の工夫ややり方を考えることとなります。』に統一してはどうか。

2. P3のマンガについて

事例集の趣旨からして、差別(困難)の解消に至らない内容(差別事例)は、不適切ではないか。差別事例か差別解消事例かどちらから示すかの違いであろうが、読みやすいマンガで市民に困難をわかりやすく伝えようという趣旨で、あえて悪例を記すのであれば、良例も併記すべきではないか。

3. P9のマンガについて

上記2. と同趣旨

4. P10のマンガについて

上記2. と同趣旨

5. P13の事例について

上記2. と同趣旨

以上

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)
事務局

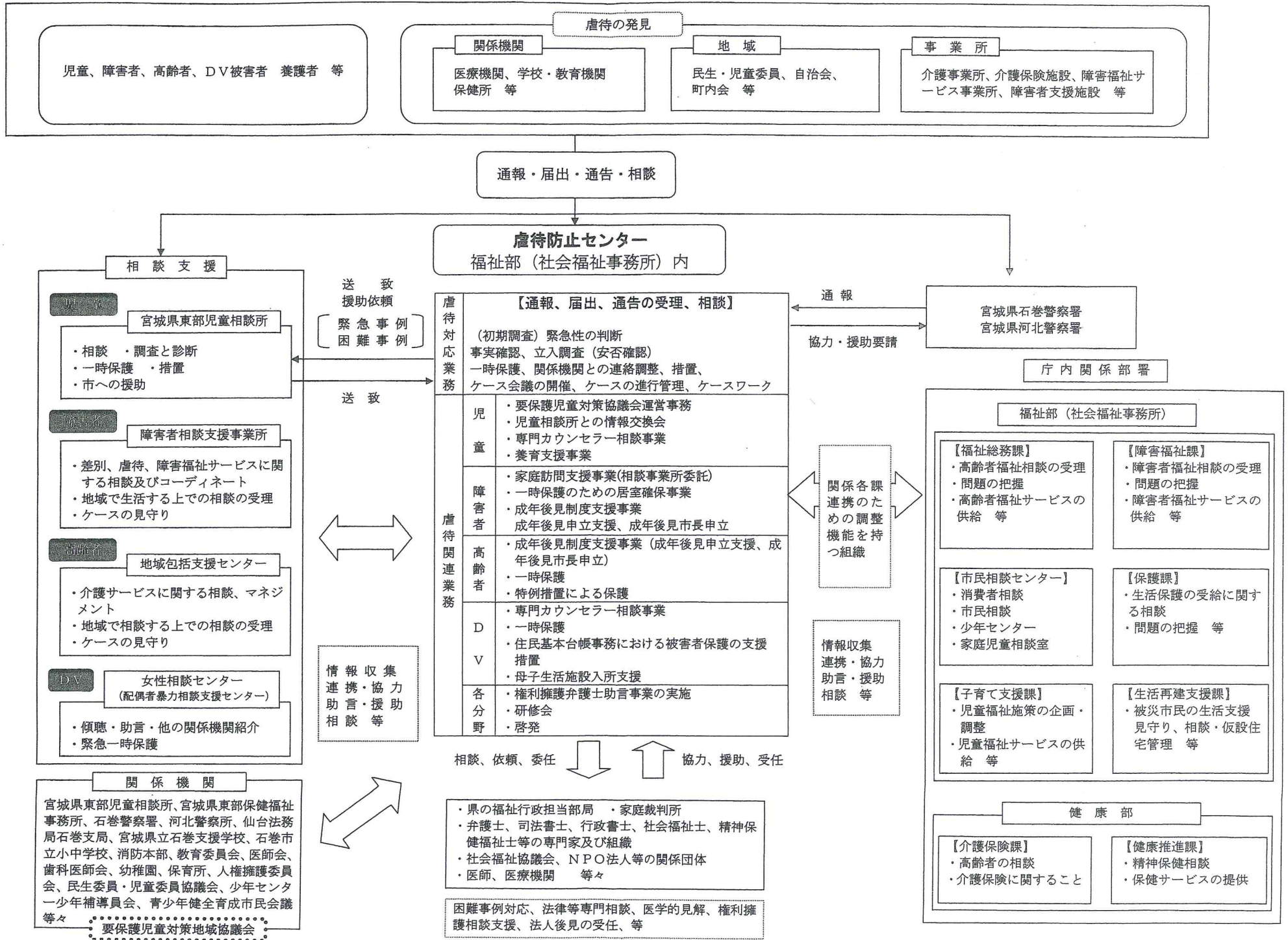
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1 (CIL たすけっと内) 担当:杉山裕信

〔電話〕 022-248-6054 〔FAX〕 022-738-9501

〔Mail〕 jyoureisendai@gmail.com

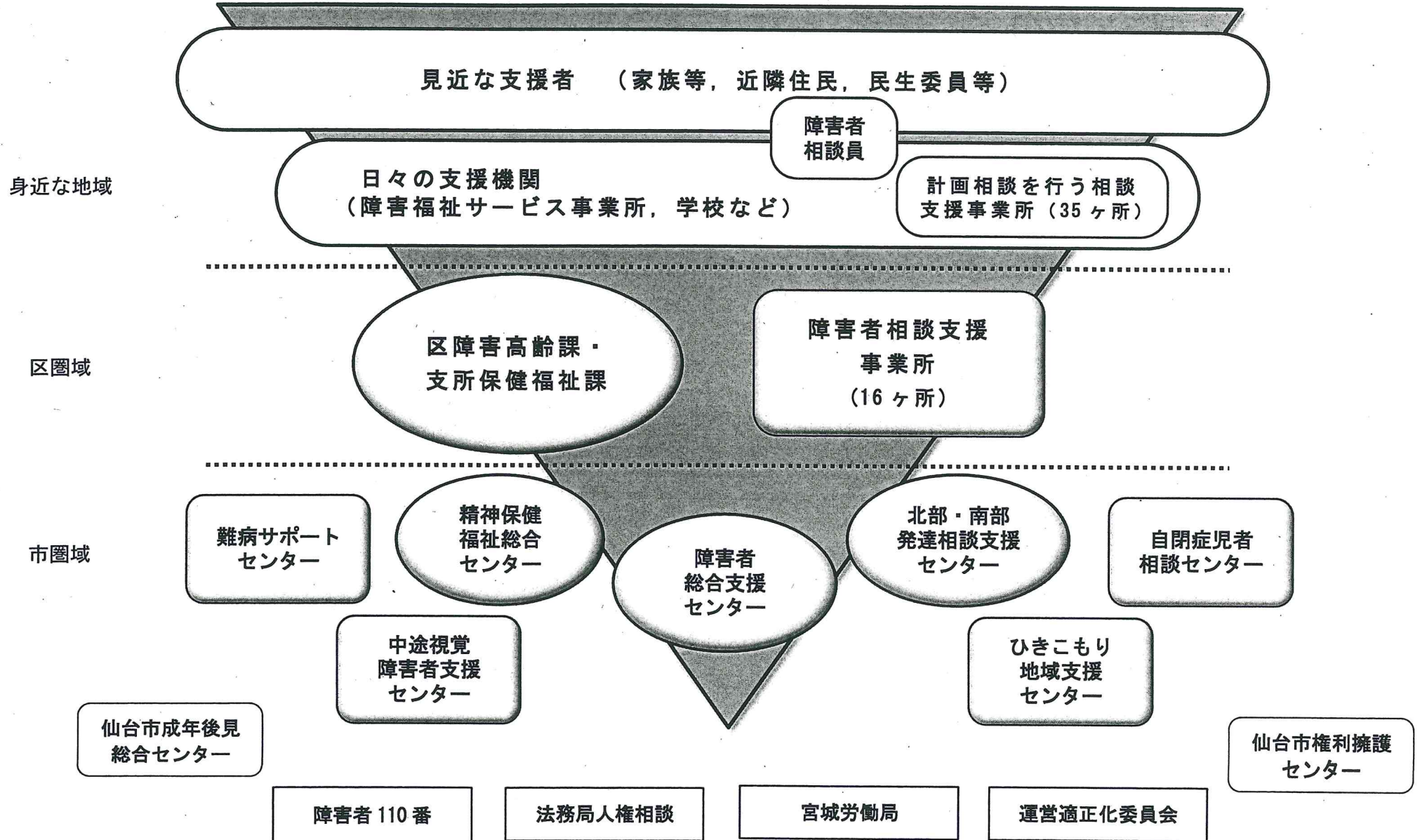
〔Blog〕 <http://blog.canpan.info/jyourei/>

虐待防止センター 組織関連図



障害のある人の主な相談機関等（平成27年6月1日現在）

参考資料 1-2



※参考資料

解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」について

趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるととされている。

協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢・障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

※引用文献

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（原案）」
(P.11)

URL : http://www8.cao.go.jp/shoungai/kihonhoushin_iken.html
より引用